

北川村電気自動車導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、運輸部門のCO2排出削減の取組を推進するとともに、災害時の地域の防災力向上を図るため、電気自動車を新たに購入する者に対し、予算の範囲内において北川村電気自動車導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第58条に定める自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の燃料の種類欄に電気と記載されているものをいう。
- (2) 新規登録 法第8条の規定による新規登録（法第16条に規定する一時抹消登録されていない自動車において再度新規登録する場合を除く。）及び自動車検査証の交付を受けることをいう。
- (3) 再生可能エネルギー由来等電力 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー源によって発電された電力又は再生可能エネルギー指定の非化石証書等の使用により実質的に再生可能エネルギーとなる電力のことをいう。
- (4) 普通自動車 自動車検査証の自動車の種別に普通自動車と記載されているものをいう。
- (5) 小型自動車 自動車検査証の自動車の種別に小型自動車と記載されているものをいう。
- (6) 軽自動車 自動車検査証の自動車の種別に軽自動車と記載されているものをいう。

(補助対象者及び要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本事業に基づき導入する電気自動車の使用者である者
- (2) 本事業に基づき導入する電気自動車の使用の本拠の位置が村内であること
- (3) 第5条の申請の日時点において、本村の住民基本台帳に記載されている者又は村内に事務所若しくは事業所を有する事業者
- (4) 本事業に基づき導入する電気自動車の新規登録の日から6年以上継続して本村に居住する意思のある者又は事務所若しくは事業所を設置する意思のある事業者
- (5) 本事業に基づき導入する電気自動車の車両の走行に必要な想定年間消費電力量を令和11年3月31日までに再生可能エネルギー由来等電力により賄うことに同意す

る者

(6) 村税（国保税を含む。以下同じ。）を滞納していない者

(7) 北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、普通自動車については85万円、小型自動車及び軽自動車については55万円とする。

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の申請書及び次に掲げる書類を村長に提出するものとする。

(1) 契約書や注文書等当該車両の購入に係る契約が確認できる書面の写し

(2) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 村長は、前条の交付申請の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは様式第2号により、交付しないと決定したときは様式第3号により申請者に通知する。

2 前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

（内容変更及び中止の申請等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助事業の内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めたときは、変更承認通知書（様式第5号）により、適当であると認めなかったときは、変更不承認通知書（様式第6号）により通知する。

3 交付対象者は、補助事業を中止しようとする場合は、中止承認申請書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

4 村長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、中止が適当であると認めたときは、中止承認決定通知書（様式第8号）により、適当であると認めなかったときは、中止不承認決定通知書（様式第9号）により通知する。

5 交付対象者は、補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは

完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに村長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告及び請求)

第8条 交付対象者は、補助事業が完了したときは、様式第10号の実績報告書及び次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 車両の引渡日及び車両本体の購入に係る経費の額を証する書類の写し
- (3) 購入車両の代金の支払いに係る領収書等の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、新規登録の日から30日以内とする。

(補助金交付額の確定及び支払い)

第9条 村長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(様式第11号)により交付対象者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金交付額の確定を通知したときは、速やかに申請者に補助金の額を支払うものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第10条 交付対象者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付対象者は、取得財産に係る新規登録の日から6年間の期間内において、村長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供(以下「処分」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 天災による破損等、交付対象者の責めに帰すべき事由以外の事由で取得財産を処分するとき
- (2) 交付対象者の死亡、身体の不調等その他交付対象者の責めに帰すべき事由以外の事由により、取得財産を使用できなくなった場合に処分するとき
- (3) その他村長が認めたとき

3 交付対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第12号の届出書を村長に提出しなければならない。

4 村長は、前3項の定める場合において必要があると認めるときは、取得財産の管理及び

運用の状況について調査することができるものとする。

- 5 村長は、第3項の規定による届出書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、様式第13号の承認書を交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第11条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき
- (3) 補助金の交付を受けた個人が、取得財産に係る新規登録の日から6年未満の間に本村から転出した場合
- (4) 補助金の交付を受けた事業者が、取得財産に係る新規登録の日から6年未満の間に本村から事務所若しくは事業所の全部を村外に移転した場合
- (5) 前4号に掲げるもののほか、村長が不適當と認めたとき

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消したときは、交付対象者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- 2 交付対象者は、前項の規定により返還を命じられたときは、村長が命じた日の翌日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(協力)

第13条 村長は、交付対象者に対し、必要に応じて温室効果ガスの削減量等の算出に必要なデータの提供、大規模災害等に避難所等において電源供給が必要な場合の使用の協力を求めることができる。

- 2 交付対象者は、前項の依頼があった場合は、データの提供等について積極的に協力するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。